

種 別	供 用	滑 走 路 長 2,000 m 以上	未 供 用
A 拠 点 空 港	28	28	0
① 会 社 管 理 空 港 ■	4	4	0
② 国 管 理 空 港 ●	19	19	0
③ 特 定 地 方 管 理 空 港 ○	5	5	0
B 地 方 管 理 空 港 ▲	54	30	0
C そ の 他 の 空 港 ★	7	1	0
D 共 用 空 港 ☆	8	7	0
合 計	97	66	0

- A 「拠点空港」とは、次の①～③に掲げる空港をいう。（空港法（昭和31年法律第80号。以下「法」という。）第4条第1項）
- ①「会社管理空港」とは、会社が設置し、及び管理する空港をいう。
- ②「国管理空港」とは、国が設置し、及び管理する空港をいう。
- ③「特定地方管理空港」とは、国が設置し、地方公共団体が管理する空港をいう。
- B 「地方管理空港」とは、地方公共団体が設置し、及び管理する空港をいう。（法第5条第1項）
- C 「その他の空港」とは、空港（法第2条）のうち、「拠点空港」、「地方管理空港」及び「公共用ヘリポート」を除く空港をいう。
- D 「共用空港」とは、自衛隊等が設置し、及び管理する飛行場をいう。（法附則第2条第1項）

（注）

*1 礼文空港は、平成21年4月9日から令和8年3月31日まで供用を休止。

・公共用ヘリポートは除く。

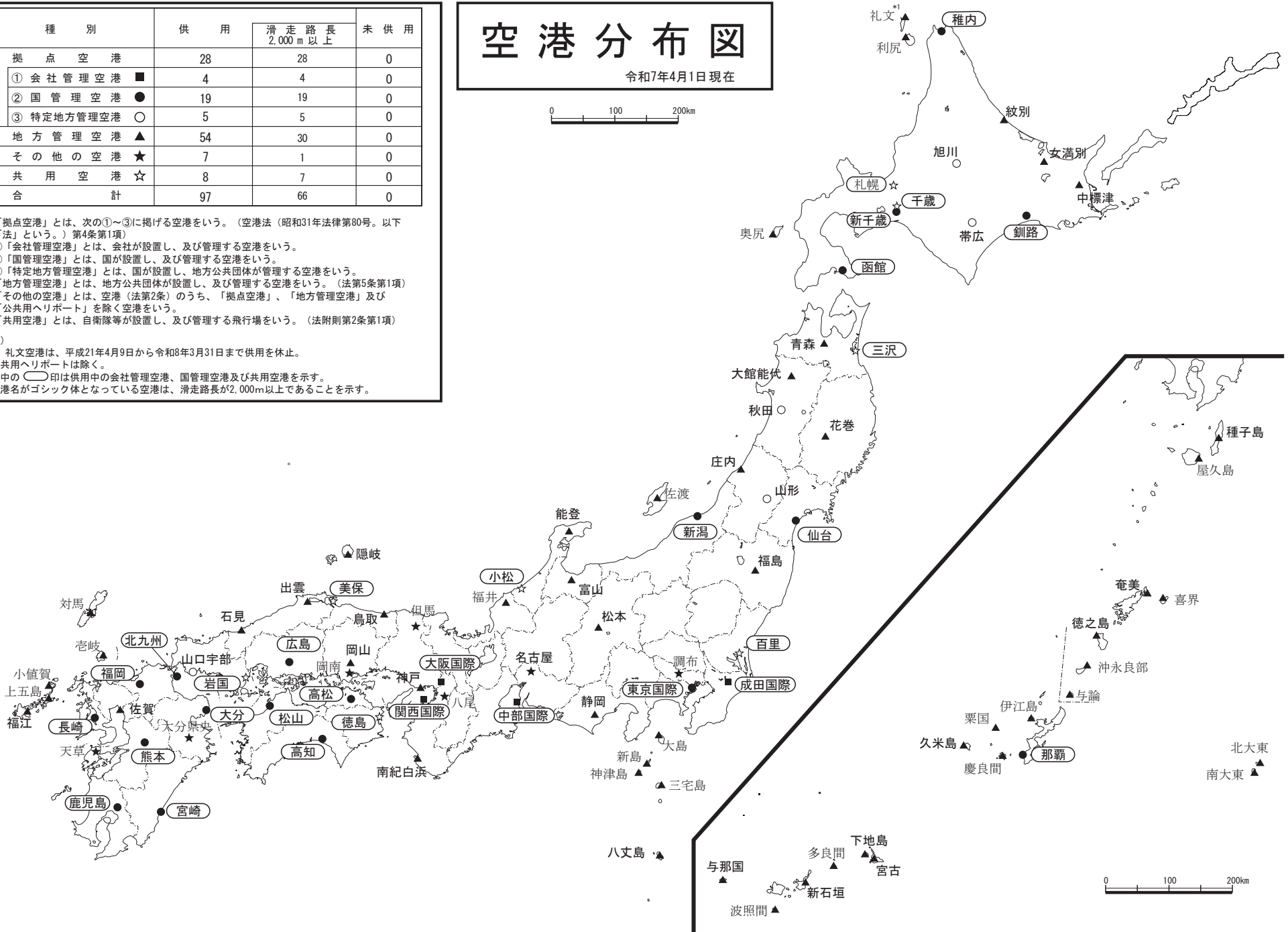
・図中の ○印は供用中の会社管理空港、国管理空港及び共用空港を示す。

・空港名がゴシック体となっている空港は、滑走路長が2,000m以上であることを示す。

空港分布図

令和7年4月1日現在

0 100 200km



0 100 200km